

平成 28 年 7 月 27 日

各位

会社名 株式会社 MAG ネットホールディングス
代表者名 代表取締役社長 大島 嘉仁
(コード番号 8073)
問合せ先 取締役業務部長 吉田 智大
(TEL 03-6823-1150)

課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、平成 28 年 7 月 22 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示しておりますが、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。従いまして当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしました。

今後当社は、金融庁からの課徴金納付命令の決定に従い、当該課徴金(納付すべき課徴金の金額金 1,200 万円)を納付いたします。

なお、平成 28 年 7 月 22 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にてお知らせいたしましたとおり、当該課徴金の金額については、第 41 期(自平成 27 年 4 月 1 日至平成 28 年 3 月 31 日)決算において 3,000 万円の引当金を計上しておりますので、第 42 期(自平成 28 年 4 月 1 日至平成 29 年 3 月 31 日)においては 1,800 万円の戻入益が発生する見込みです。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを改めて深くお詫び申し上げます。

以上